

# 次期「感染症予防計画」骨子案

## 「感染症予防計画」の見直し内容

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、令和4年12月に成立した**改正感染症法**により、**次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画**について、
  - ①**保健・医療提供体制に関する記載事項を充実**するとともに、
  - ②**感染症に係る医療を提供する体制の確保**その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして**厚生労働省令で定める体制の確保**について**数値目標を定める**こととし、
  - ③**保健所設置市等**は都道府県の計画を踏まえ**新たに**平時に**予防計画を策定**することとされた。（令和6年4月1日施行）
  
- また、都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法第30条の4第1項に規定する**医療計画**及び**新型インフルエンザ等対策特別措置法**第7条第1項に規定する**都道府県行動計画**との**整合性の確保**を図らなければならないこととされた。
  
- **都道府県は予防計画を策定**するにあたっては、**国が定める基本指針に即して作成**することとされており、国が定める基本指針についても、令和4年12月に成立した**改正感染症法**の内容を踏まえて、記載事項を充実させることとされた。

## 道と医療機関等が新たに締結する「医療措置協定」について

- 感染症法の改正により、都道府県が定める予防計画等に沿って、**都道府県等と医療機関等**の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者含む）への**医療の確保等に関する協定**を締結する**仕組みが創設**された。（施行日：令和6年4月1日）

法第36条の3 **都道府県知事は**、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適切に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の**管理者と協議し**、**合意が成立したときは**、厚生労働省令で定めるところにより、**内に掲げる事項をその内容を含む協定を締結**するものとする。

- 1 ①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援、⑤医療人材派遣、のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 2 個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 3 1・2の措置に要する費用の負担の方法
- 4 医療措置協定の有効期間
- 5 医療措置協定に違反した場合の措置
- 6 1・2の措置に係る必要な準備に係る事項
- 7 医療措置協定の変更に関する事項
- 8 その他都道府県知事が必要と認める事項

次期計画

現行計画

【国が示す見直しのポイント】は「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き（令和5年5月26日）」から引用

第1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向

第1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向

第2 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症の発生予防のための施策

【国が示す見直しのポイント】 ・自治体と検疫所の連携強化

< 検疫所関係は第3、第4等にも記載 >

第3 感染症のまん延防止のための施策

第3 感染症のまん延防止のための施策

第4 感染症及び病原体等に係る情報の収集、調査及び研究

第5 感染症及び病原体等に係る調査及び研究

第5 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上

第6 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上

【国が示す見直しのポイント】

- ・地方衛生研究所等の体制整備の推進
- ・都道府県と検査機関の間での検査等措置協定を進め、発生時の検査体制の確保

次期計画	現行計画
<p>【数値目標（検査措置協定）を設定する事項】</p> <p>⑦検査の実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の数</p>	<p>第 <u>6</u> 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上</p>
<p>第 <u>6</u> 感染症に係る医療を<u>提供</u><u>する</u>体制の確保<u>に関する事項</u></p> <p>【国が示す見直しのポイント】</p> <p>○都道府県は、協定締結医療機関とともに地域で連携した医療体制を構築</p> <p>（新たな指定医療機関等の制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種協定指定医療機関 新興感染症(※)の入院医療を担当</li> <li>・ 第二種協定指定医療機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新興感染症の発熱外来を担当</li> <li>② 自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む。）に対する医療提供を担当</li> </ul> </li> <li>・ 協定に基づく後方支援医療機関 新興感染症の対応を行う医療機関に代わって、感染症患者以外の患者の受入等を担当</li> </ul>	<p>第 <u>4</u> 感染症に係る医療提供体制の確保</p>

## 次期計画

## 現行計画

- ・ 協定に基づく後方支援医療機関  
新興感染症の対応を行う医療機関に代わって、感染症患者以外の患者の受入等を担当

(参考：既存の主な指定医療機関の制度)

- ・ 第一種感染症指定医療機関  
主として一類感染症患者等の入院医療を担当
- ・ 第二種感染症指定医療機関  
主として二類、新型インフルエンザ等感染症患者等の入院医療を担当

○ 感染症医療担当従事者等の派遣

○ 医療機関における個人防護具の備蓄

(※) 新興感染症とは、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）を指す。

【数値目標（医療措置協定等）を設定する事項】

- ① 病床数
- ② 発熱外来機関数
- ③ 自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数  
(病院・診療所数、薬局数、訪問看護事業所数)

次期計画	現行計画
<p>④後方支援を行う医療機関数            ⑤他の医療機関に派遣可能な医療人材数            (医師数、看護師数)            ⑥個人防護具を十分に備蓄している協定締結医療機関の数</p>	
<p><b>第7 感染症患者の移送のための体制の確保に関する事項</b></p> <p>【国が示す見直しのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○移送に係る地方公共団体内における役割分担</li> <li>○消防機関等との役割分担・連携</li> <li>○移送車両の確保及び民間事業者等への業務委託</li> <li>○平時の移送訓練等</li> </ul>	<p>(新設)</p> <p>※国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(令和5年5月26日告示。以下「基本指針」という。)に基づき新設。</p>
<p><b>第8 宿泊施設の確保に関する事項</b></p> <p>【国が示す見直しのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関して、民間宿泊業者等と協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保</li> </ul> <p>【数値目標(宿泊施設確保措置協定)を設定する事項】</p> <p>⑧宿泊施設の確保居室数</p>	<p>(新設)</p> <p>※基本指針に基づき新設</p>

次期計画	現行計画
<p data-bbox="51 178 1181 264"><u>第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</u></p> <p data-bbox="87 307 555 342">【国が示す見直しのポイント】</p> <ul data-bbox="113 349 1160 664" style="list-style-type: none"> <li>・ 外出自粛対象者の体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備</li> <li>・ 外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、当該対象者について生活支援を実施</li> <li>・ 外出自粛対象者が高齢者施設等や障害者施設等において隔離を継続する場合は、施設内で感染がまん延しないような環境を構築</li> </ul>	<p data-bbox="1253 178 1667 264">(新設) ※基本指針に基づき新設</p>
<p data-bbox="51 716 1191 802"><u>第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項</u></p> <p data-bbox="93 845 563 881">【国が示す見直しのポイント】</p> <ul data-bbox="113 888 1170 1249" style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県と管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係機関を構成員とする「都道府県連携協議会」の設置</li> <li>○ 都道府県による総合調整、指示 <ul data-bbox="124 1073 1160 1249" style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事が、感染症対策全般にわたり、保健所設置市長、市町村長、関係機関に対して総合調整を行う。</li> <li>・ 都道府県知事が入院勧告等のために必要な場合に限り、保健所設置市へ指示を行う。</li> </ul> </li> </ul>	<p data-bbox="1253 716 1667 802">(新設) ※基本指針に基づき新設</p>

次期計画	現行計画
<p><b>第11</b> <u>感染症対策物資等の確保に関する事項</u></p> <p>【国が示す見直しのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県及び保健所設置市は、平時から、個人防護具などの感染症対策物資等が不足しないよう、対策等を構築することが重要。</li> </ul>	<p>(新設)</p> <p>※基本指針に基づき新設</p>
<p><b>第12</b> 感染症に関する<u>啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</u></p>	<p><b>第8</b> 感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重</p>
<p><b>第13</b> 感染症に係る人材の養成<u>及び資質の向上に関する事項</u></p> <p>【国が示す見直しのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修の実施及び国が実施する研修への派遣</li> <li>○IHEAT(※)要員の確保や実践的な訓練の実施</li> <li>○医療機関等における感染症に対応できる人材の養成</li> </ul> <p>(※)IHEAT：感染症等の拡大時に保健所で保健師等の専門職が不足した場合に、あらかじめ人材バンクで登録後、研修を受講した潜在保健師等を要請に基づき派遣する仕組み。</p> <p>【数値目標を設定する事項】</p> <p>⑨医療機関並びに保健所職員や都道府県等職員に対する年1回以上の研修及び訓練の日数</p>	<p><b>第7</b> 感染症に係る人材の養成</p>

次期計画	現行計画
<p><u>第 14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</u></p> <p>【国が示す見直しのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症対応における保健所業務と体制</li> <li>○保健所への応援派遣やその受入れ</li> <li>○保健所と関係機関等との連携</li> </ul> <p>【数値目標を設定する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する人員確保数</li> <li>⑩即応可能な IHEAT 要員の確保数 (IHEAT 研修受講者数)</li> </ul>	<p>(新設)</p> <p>※基本指針に基づき新設</p>
<p>第 <u>15</u> 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保</p>	<p>第 <u>9</u> 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保</p>
<p>第 <u>16</u> 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策（道と市町村及び他都府県等との連絡体制確保を含む）</p>	<p>第 <u>10</u> 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策（道と市町村及び他都府県等との連絡体制確保を含む）</p>
<p>第 <u>17</u> <u>その他感染症の予防の推進に関する重要事項</u> <u>(薬剤耐性対策含む)</u></p>	<p>第 <u>12</u> その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p>

次期計画

第 18 特定感染症等対策に関する事項

- ・ エキノコックス症対策の推進
- ・ 結核対策の推進
- ・ ウイルス性肝炎対策の推進
- ・ インフルエンザ対策の推進
- ・ 性感染症対策の推進
- ・ 麻しん対策の推進
- ・ 風しん対策の推進
- ・ 後天性免疫不全症候群対策の推進
- ・ 蚊・ダニ媒介感染症対策の推進

現行計画

(新設)

※一部現行計画記載あり

第 11 エキノコックス症の予防の推進

※法的位置づけや国による指針の作成等、予防・対処について、道民や医療機関等の理解を深める優先度が高い感染症について新設。